

支配する非親族承継の経営者

津島晃一（倫理文化研究センター特任研究員）

はじめに

中小企業では、同族ではない社長が、十分な持株数もないのに、自分の思うがままの経営などできるはずはない、というのが一般的な認識である。しかしながら、自社株を持っていないとか少数株主でしかないとかの非同族の経営者でも、自分の思うような経営ができる、言い換えれば、所有と支配の分離した経営ができるのである。

このことを、筆者は、『紀要』第 25 号の「経営者保証の有用性」という論文で説明した。そこでは、大企業で一般的な所有と支配の分離した形態と同じような経営が、中小企業でも存在し得ることを、理論的分析に実証的分析を加えて証明した。

本稿は、前回同様に中小企業の所有と支配の分離に関する議論を行うのであるが、前回の議論の中で事例調査として報告した部分のみを大幅に改訂して示すものである。すなわち、収集した調査データを、新たな手法に基づいて分析し直した結果をもとに議論を行う。そして、この新たな分析手法に基づいた議論の目的とするところは、実際に非親族承継を行った経営者が、所有と支配の分離した形態で経営を行っている場合、その経営者の最終決定権が個人保証をすることによって確立されているということ、これまでよりさらに明白に証明することである。